

平成 15 年度第 1 回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発言者	発 言 要 旨
事務局	お待たせいたしました。ただいまから、平成15年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。本日の会議は、委員20人中16人の委員にご出席をいただいておりますので、愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項の条件を満たし、有効に成立いたします。会議に先立ちまして、会長さんから、ご挨拶をいただきたいと存じます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	次に、県民生活部長から、ご挨拶を申し上げます。
県民生活部長	(県民生活部長あいさつ)
事務局	審議に入ります前に、前回の審議会以降、委員の一部に異動がありましたので、新たに委員にご就任いただきました方々をご紹介申し上げます。
	(委員紹介) それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。審議会条例第4条第2項によりますと、会長が議長となることとなっておりますので、会議のお取り回しを会長さんをお願いいたします。
会長	それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。議事に入ります前に、会議次第6の「平成15年度愛知県私学振興関係予算」について、説明をお願いします。
事務局	(平成15年度愛知県私学振興関係予算について説明)
会長	只今の説明につきまして、ご質問がございましたらご発言ください。
委員	専修学校高等課程のみ前年度に比べて単価が下がっているのはなぜですか。
事務局	専修学校高等課程は高等学校と同様に愛知方式により算定しています。15年度予算単価は、13年度決算を基に、人事委員会勧告の伸び率などを掛けて算定していますが、専修学校高等課程については、前年度に比べて決算額が下がっていることにより補助単価が下がったものです。なお、14年度の人勤は 2.07%であります。
委員	補助金が下がれば決算も下がらざるをえない。この繰り返しのようには思える。専修学校高等課程は3年間の学習を修了した場合は大学へも行けるといことは高等学校と変わることはない。授業料軽減は高等学校も専修学校高等課程もあまり変わらない内容なのに、学校に対する経常費補助は高等学校の1/3に満たない。中学校を卒業して専修学校へ行っても、高等学校へ行っても同じ補助をだすというのが普通であると思う。少なくとも専修学校高等課程の補助については減らさないような配慮をしてほしい。
事務局	算出の基になる決算額の実態をみると、専修学校高等課程については、先生の関係もあって毎年変動している。また、高等学校と比べて先生の一人あたりの人件費も低い状況である。

委員	外国人学校に対する経常費補助は、人件費を補助対象経費から除いており、高等学校の約30万円、専修学校高等課程の約10万円に比べても2万5千円というレベルになっている。外国人学校については、国でも大学受験資格を認めるという変化がでてきており、経常費補助についても人件費を補助対象とするよう見直すべき時期ではないですか。
事務局	外国人学校については、専修学校高等課程のその他経費の1/2程度を目標に4年間で2千円ずつ引き上げ、15年度に2万5千円を達成しました。来年度以降は財政状況が厳しい中ではありますが検討していきたいと思います。
委員	授業料軽減の単価決定については、公立と私立の授業料負担額が甲が1対1、乙が1対1.5、乙が1対2というバランスのいい数字を使っているが、この制度では私立学校の授業料が上がると県の負担もあがるという構図を作ってしまう。また、私立学校でも授業料の改定がかなり制限される。愛知県の私立学校の授業料は全国平均の授業料に比べて年間約6万円ぐらい低い。私学の経営も補助金をたくさんもらっているものの経営は苦しくなっている状況である。このような公私1対1、1対1.5、1対2といった比率にとらわれずに見直されてもいいのではないかとも思うがどうですか。
事務局	愛知県の高等学校では公私2:1で生徒を受け入れるというルールがあり、過去の生徒の急増期にもこのルールにより乗り切ってきたという経緯もあります。そういう中で私立にも入りやすい環境を作るためにスタートしており、ある程度守っていかざるを得ないと考えます。
委員	外国人学校施設整備費補助金は平成14年度は0であったものが、15年度に数字がでてきているが、積算の根拠はどうなっているのですか。
事務局	外国人学校施設整備費補助金は、平成6年度から1/10相当額を補助するという形で制度化したものです。平成14年度は外国人学校で施設整備が行われなかったため0となっているものです。
会長	他にご質問もないようですので、会議次第7の諮問事項の審議をお願いします。本日、ご審議いただきます事項は、お手元の「学校法人等に対する助成について(諮問)」のとおりであります。それでは、諮問番号15-1「平成15年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」、事務局からご説明をお願いします。
事務局	(平成15年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について説明)
会長	それでは、只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問があればお伺いしたいと存じます。特に、ご質問もないようですので、審議を終了し採決したいと存じます。只今の諮問番号15-1「平成15年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることに異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
会長	ご異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。続きまして、次の諮問に移る前に、ただいまの私立学校経常費補助金の配分方法に関連しますので、会議次第8の報告(1)「平成15年度経常費補

	助金に係る交付時期及び7月交付額について、及び(2)「平成15年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(報告事項(1)(2)について説明)
会長	それでは、只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問があればお伺いしたいと存じます。特に、ご質問もご意見もないようですので、以上とさせていただきます。以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと存じます。議事の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。